

**第5次豊橋市  
安全で安心なまちづくり行動計画**

〔令和2年度～4年度〕

令和2年3月

豊 橋 市

## 目 次

◇ 行動計画策定の趣旨	3
-------------	---

### I 豊橋市における犯罪の現状と課題

1 犯罪の発生状況	4
2 これまでの行動計画の取組状況	5
3 本市の現状と課題	8

### II 第5次行動計画の目標と取組事業

1 計画の期間	10
2 計画の目標	10
3 評価指標	10
4 計画の体系	10
基本方針Ⅰ 防犯意識の高揚及び醸成	12
基本方針Ⅱ 地域防犯力の向上	14
基本方針Ⅲ 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進	16

### III 行動計画の推進方法

1 推進体制	18
2 進捗管理の方法	18
3 進捗状況等の公表	18

### IV 資料編

1 防犯に関する市民意識調査結果	19
2 豊橋市安全で安心なまちづくり推進条例	21

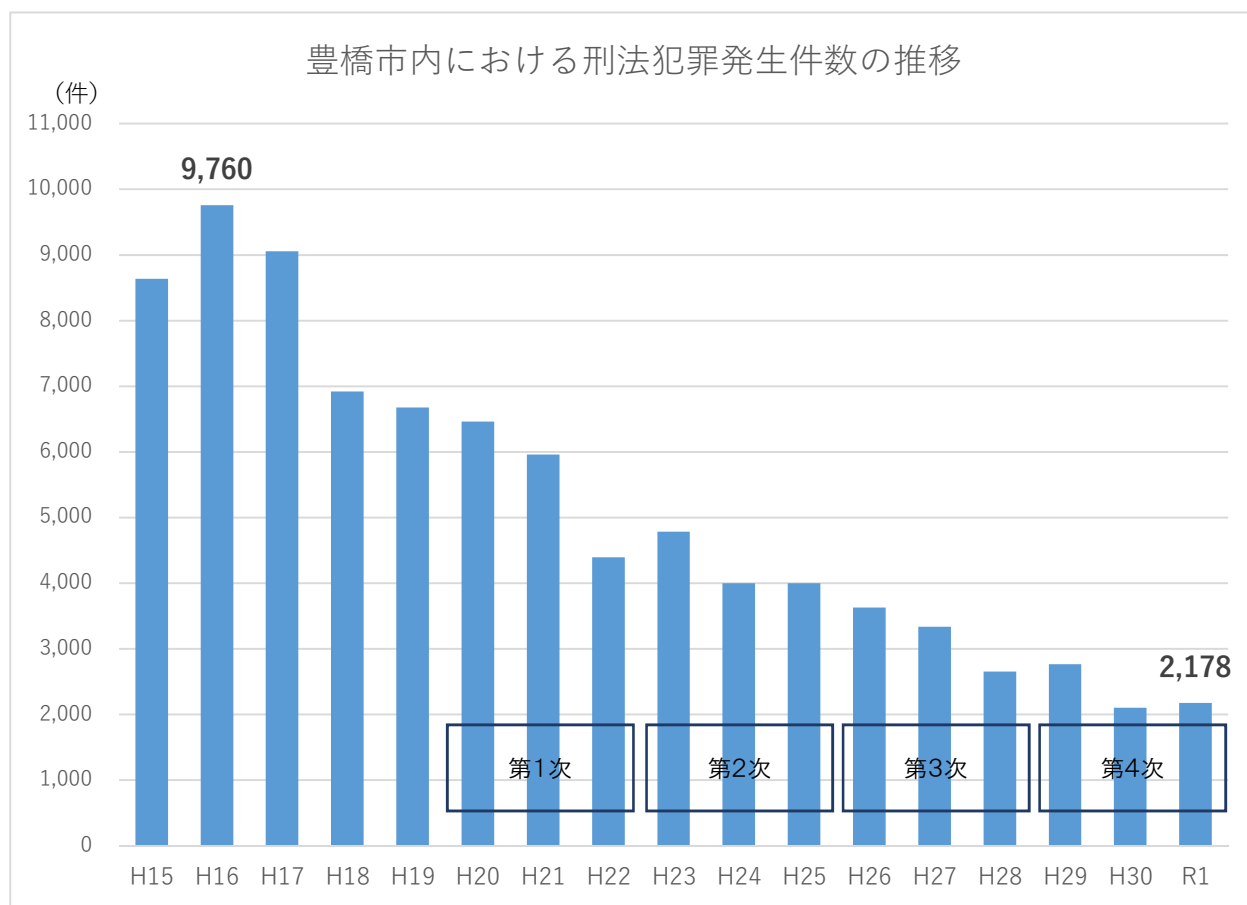


## I 豊橋市における犯罪の現状と課題

### 1 犯罪の発生状況

本市における刑法犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、平成16年に年間10,000件に迫る9,760件（26.7件/日）を記録し、市民生活に多大な不安が生じる結果となっていました。

令和元年度の豊橋市内（豊橋警察署管内）における刑法犯罪発生件数は2,178件となり、平成16年度（9,760件）の約2割まで減少しました。第1～4次行動計画の期間を通して刑法犯罪発生件数は毎年減少傾向にあり、本行動計画は一定の成果を挙げてきました。しかし、住宅対象侵入盗をはじめとする侵入盗発生件数は依然として県下ワースト上位を占め、さらに、特殊詐欺も多発しています。また、子ども対象犯罪の前兆となる不審者情報が多く寄せられるなど、市民の安全・安心を脅かす犯罪が身近で発生しています。

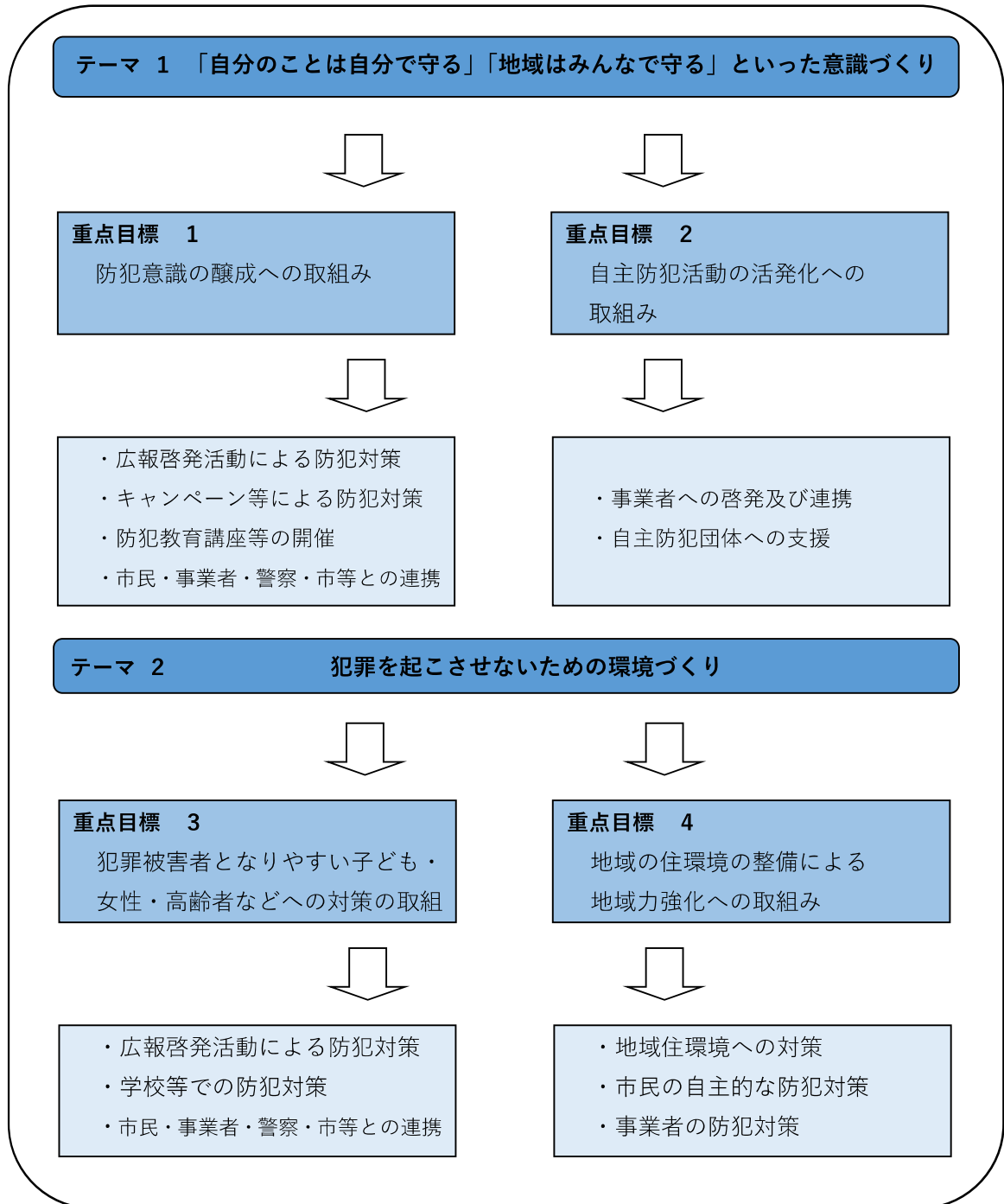


2 これまでの行動計画の取組状況

① 第4次行動計画の概要

第4次行動計画（平成29年～令和元年）では、市民、事業者、警察及び市が一体的に『犯罪のない安全で安心なまち「とよはし」』を目指して、4つの重点目標と2つのテーマのもと、各種施策を推進してきました。

【体系図】



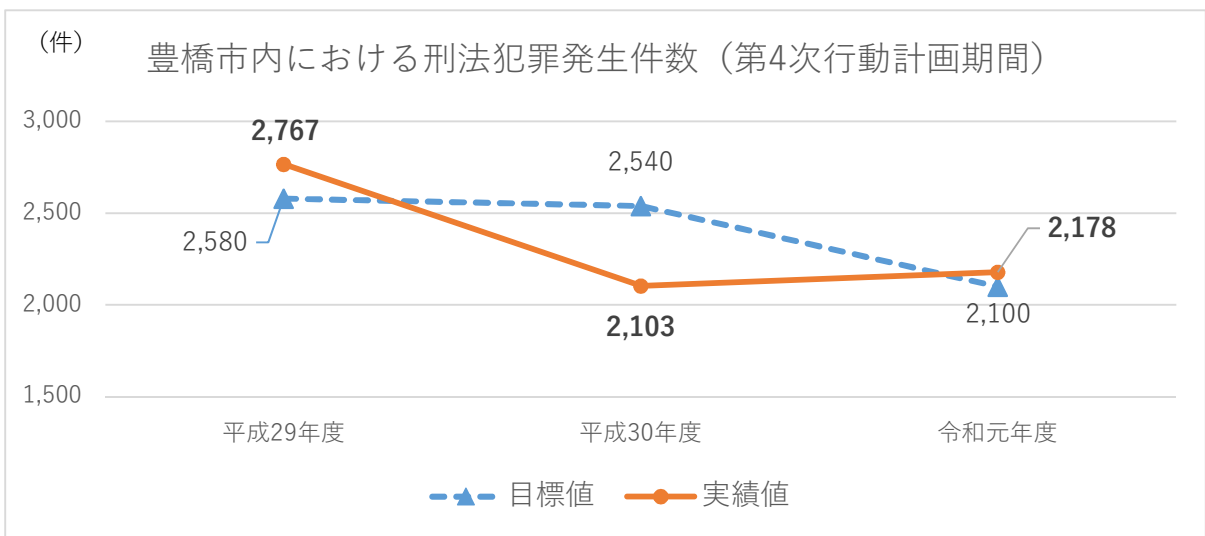
② 第4次行動計画における重点取組目標の実施状況

4つの重点目標は、すべて未達成であるものの、計画全体での目標である刑法犯罪発生件数は当初の目標値を大きく下回ることができ、概ね成果を挙げました。

【計画全体での令和元年度までの目標値及び実績値】

※上段：目標値、下段：実績値

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
豊橋市内の 刑法犯罪の発生件数 参考値：平成28年度 2,653件	2,580件以下  2,767件	2,540件以下  2,103件	策定時：2,500件以下 改定後：2,100件以下  2,178件



【重点取組の実績値】

	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1. 防犯意識の醸成 (防犯教育講座の受講者数)	21,000人	20,349人	20,484人	18,889人
2. 自主防犯活動の活発化 (自主防犯活動の参加者数)	15,300人	14,897人	14,759人	14,675人
3. 犯罪被害者となりやすい 子ども・女性・高齢者などへの 対策 (市や豊橋署が提供する防犯情報の 配信登録者数)	42,000人	35,858人	38,044人	41,281人
4. 地域の住環境の整備による 地域力強化 (無施錠による盗難被害数)	策定時： 380件 改定後： 310件	501件	368件	420件

※年度：4月から3月まで。ただし、令和元年度は4月から2月まで。

4. 地域の住環境の整備による地域力強化（無施錠による盗難被害数）のみ集計期間が1～12月

③ 本市で発生した犯罪の傾向

1. 刑法犯罪全体の傾向

本市の犯罪発生状況は愛知県の傾向と同様に、平成16年をピークにおおむね減少傾向にあります。令和元年度の刑法犯罪発生件数では、愛知県内で4番目に多い結果となりました。

2. 本市で発生する犯罪の特徴

・侵入盗

本市で多発している犯罪は、住宅を対象とした侵入盗や事務所あらし・出店あらしなどを含めた侵入盗被害が多いことに特徴があります。愛知県内の他の市町村と比較して、無施錠が多いことが被害につながっています。

・特殊詐欺被害の状況

年々手口が巧妙化しており、犯人が複数人で役割分担をして警察官や市役所職員、金融機関関係者などになりすまし詐欺を行う事案が増えています。事前に被害者を選定するために、世帯状況や資産状況を聞き取る前兆電話をかけていることが多い傾向があります。

・主に子どもを対象とした不審者事案

豊橋市の登録制メール配信サービス「豊橋ほっとメール」の不審者情報や警察署の登録制メール配信サービス「パトネットあいち」で不審者情報が提供されています。多くは小中学生の登下校の時間の朝夕に発生しており、身体の一部を露出されたり、声掛けやつきまとい行為を受けたり、携帯電話やスマートフォンのカメラで撮影されるといった迷惑行為などが報告されています。

※期間は各年度とも1月～12月まで



3 本市の現状と課題

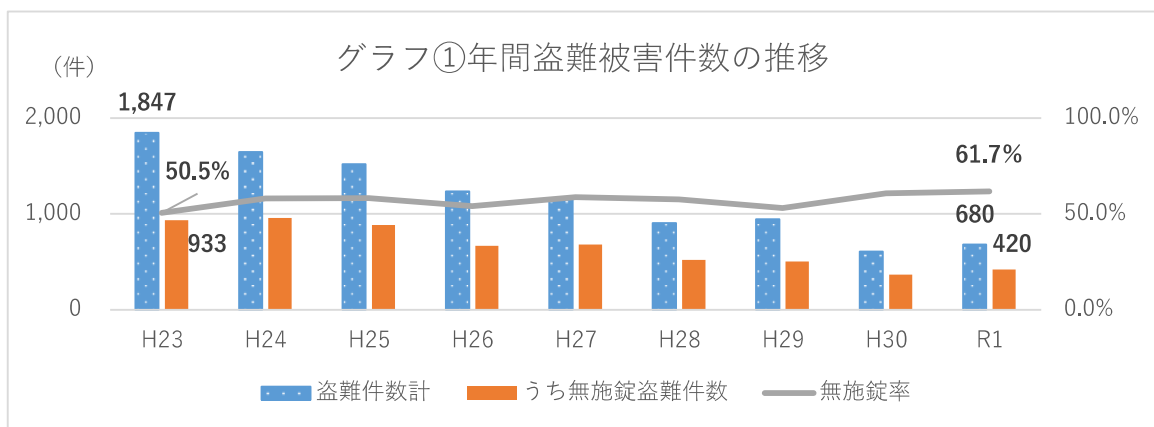
① 防犯意識の高揚及び醸成

《現 状》 防犯意識の希薄さ（無施錠率の高さ）

本市において発生した犯罪の特徴は、グラフ①に示されているとおり、盗難被害のうち無施錠率が高いことが挙げられます。本市の無施錠率は県内の他市町村平均（令和元年度 55.2%）と比べても高く、防犯意識の希薄さが見受けられます。

《課 題》

市民ひとりひとりが、自宅敷地内や短時間の外出であっても、施錠を行うことの必要性を認識することで、自分の身は自分で守るという意識を持つ必要があります。



※盗難件数…住宅対象侵入盗・自動車盗・オートバイ盗・自転車盗・車上ねらいの合計件数

② 地域防犯力の向上

《現 状》 地域防犯力の低下

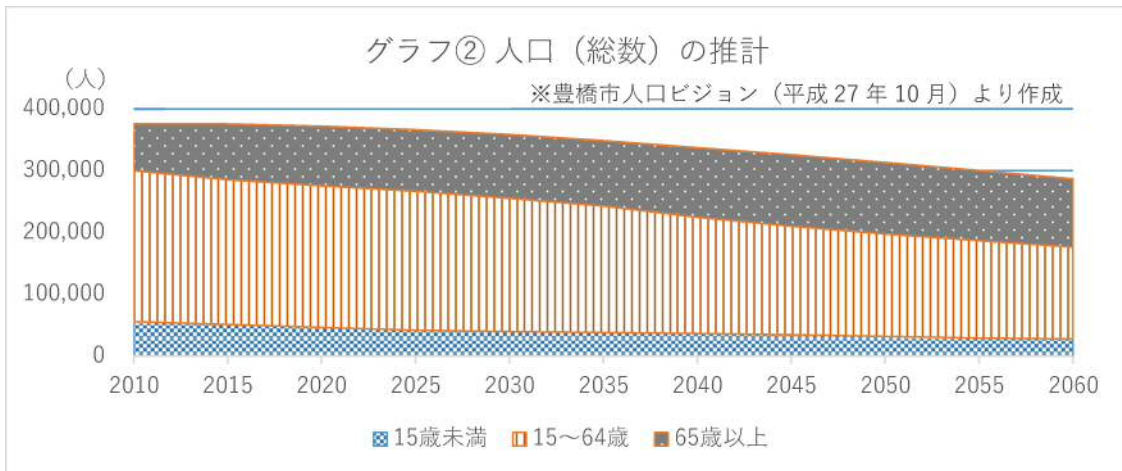
社会の変化や市民の意識の変化から、人手不足による自主防犯組織の活動の縮小、高齢化や若年層の他地域への転出による管理者不在の土地・建物の増加による治安悪化が新たな問題として想定されます。

要因 1. 少子高齢化の加速による人口減と共働き世帯・単身世帯・高齢世帯の増加

豊橋市人口ビジョンによると、本市の総人口は 2010 年ごろピークに減少局面に入り、生産年齢人口（16～64 歳）が減少し続ける中で、高齢化率については増加傾向にあり、2045～2050 年には 3 人に 1 人以上が 65 歳となることが予測されています。（グラフ②参照）

また、働き世帯や定年後も働き続ける高齢世帯が増加しており、地域コミュニティに関わる時間的余裕がより減少していくことが考えられます。さらに、高齢者については、平均寿命と健康寿命との乖離から、健康上の不安を理由に自主防犯活動に参加することが困難となっていることも推察されます。（IV資料編「1 防犯に関する市民意識調査結果」参照）





要因2. 社会との関わり方の変化

核家族化により地域との接点が減少し、地域による子育ての援助が受けづらい状況（地域教育力の低下）や、とりわけ高齢者にとっては、犯罪を含むトラブルに巻き込まれた場合に身近に相談できる相手がいないことなどから、犯罪被害の潜在化や深刻化も問題となります。

〈課題〉

人の目によらない監視の仕組みの構築や、市民が気軽に行える防犯活動の推奨を行うことで、地域防犯の担い手不足の解消を図る必要があります。

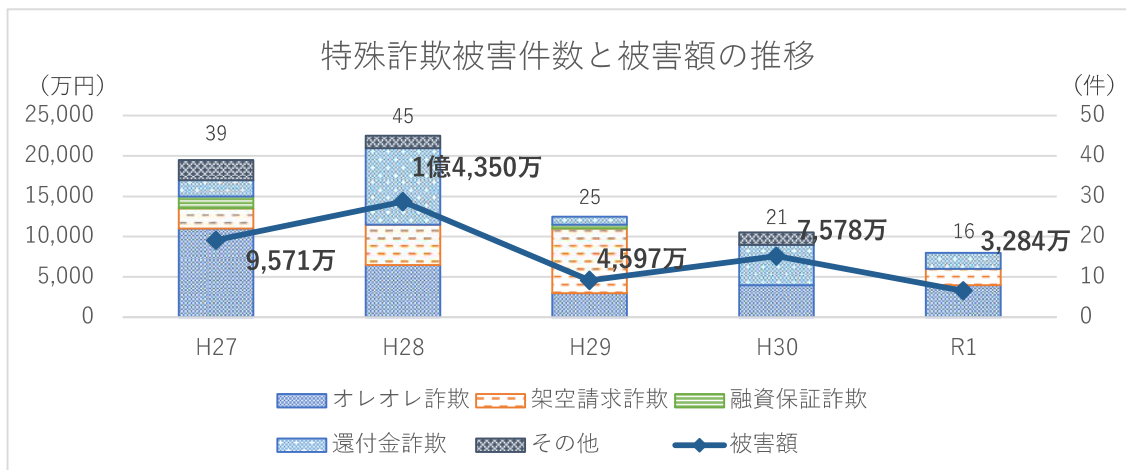
③ 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策

〈現状〉

刑法犯罪発生件数が減少傾向にあるなか、犯罪の前哨である不審者事案や、年々手口が巧妙化している特殊詐欺の前兆電話と思われる案件は増加傾向にあります。

〈課題〉

犯罪被害者となりやすい子どもや女性、高齢者などを対象とした犯罪や、特殊詐欺への対策を講じることで、市民の体感治安を保持する必要があります。



※カード詐欺型の詐欺盗が H30 以前は窃盗の区分だったが、R1 からオレオレ詐欺の区分へ変更

## II 第5次行動計画の目標と取組事業

### 1 計画の期間

令和2年度～令和4年度（2022年度）

### 2 計画の目標

豊橋市内における刑法犯罪発生件数を年間2,020件以下にすること（計画最終年次：令和4年度）

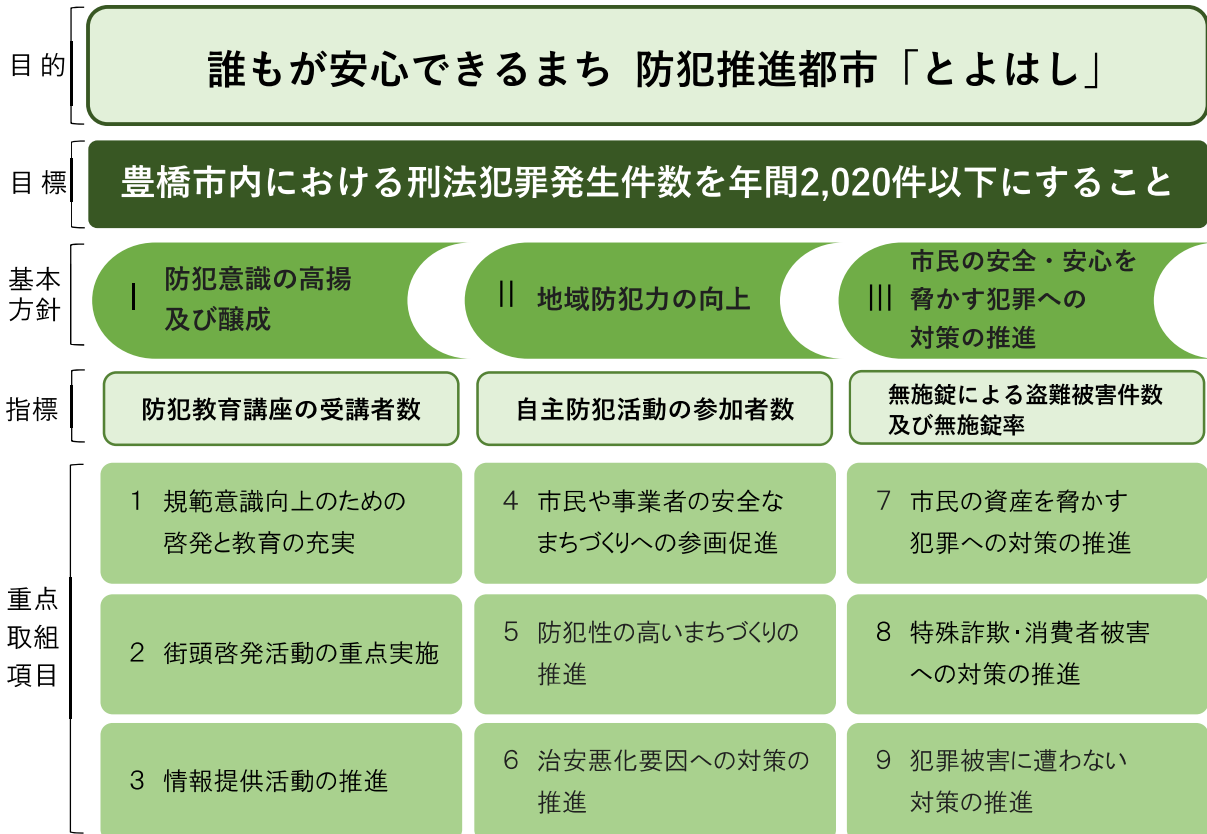
### 3 評価指標

- ① 防犯教育講座の受講者数 20,500人
- ② 自主防犯活動の参加者数 15,000人
- ③ 無施錠による盗難被害件数及び盗難被害件数に占める無施錠率 350件・55%

### 4 計画の体系

愛知県が策定した「あいち地域安全戦略2020」の基本戦略と本市の課題を踏まえ、第4次行動計画を再構築し、市、市民、地域、事業者、警察が相互に協力しながら、防犯の取組を推進し、3つの基本方針と9つの重点取組項目を設定します。

第5次安全で安心なまちづくり行動計画体系図



## ○ 基本方針と重点項目

**基本方針Ⅰ 防犯意識の高揚及び醸成**

市民ひとりひとりが自分の身は自分で守ることを意識し、自ら行動できるように、啓発や情報提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。また、地域の自主的な防犯活動を積極的に支援し関係機関との連携を強化しつつ、人口減社会に対応した地域防犯の取組方法を模索します。

1	規範意識向上のための啓発と教育の充実
2	街頭啓発活動の重点実施
3	情報提供活動の推進

**基本方針Ⅱ 地域防犯力の向上**

防犯カメラの効果的な設置を促進し、地域の安心感を確保します。また、地域の環境を維持し、未然に犯罪を防ぐ規制の検討を行います。さらに、世帯構成や働き方の変化に対応した地域との関わり方・つながり方を提案することにより、犯罪の起きにくい環境づくりを推進します。

4	市民や事業者の安全なまちづくりへの参画促進
5	防犯性の高いまちづくりの推進
6	治安悪化要因への対策の推進

**基本方針Ⅲ 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進**

街頭犯罪や特殊詐欺など市民の資産を脅かす犯罪を啓発活動やパトロールの実施で抑止し、地域全体の安心感を確保します。

犯罪被害者となりやすい子どもや女性、高齢者等に対して自分の身を守るための教育や啓発を行い、相談窓口や支援体制を整えることで、犯罪に巻き込まれることを未然に防止します。

7	市民の資産を脅かす犯罪への対策の推進
8	特殊詐欺・消費者被害への対策の推進
9	犯罪被害に遭わない対策の推進

基本方針   防犯意識の高揚及び醸成	
重点 取組 項目	1 規範意識向上のための啓発と教育の充実
	2 街頭啓発活動の重点実施
	3 情報提供活動の推進

No.	規範意識向上のための啓発と教育の充実								
1	犯罪の被害者にも加害者にもならない子どもを育成することを目的として、身近に潜む不審者から身を守る方法を学ぶなど、幼少期から中学生まで、発達段階に応じた講座を実施します。 また、青少年に対しては、子ども・若者相談窓口による相談受付及び健全育成事業の推進や薬物乱用等防止講座を開催したり、非行防止啓発活動を行います。								
	主な取組項目			具体例			主な担当課(室)		
	1	児童及び生徒(未成年)に対する防犯に関する初期教育の実施		防犯教育講座の実施			安全生活課 東三河広域連合		
	2	青少年に対する意識啓発活動の実施		健全育成事業の推進・非行防止街頭啓発			こども未来政策課		
				子ども若者相談窓口での相談・支援			こども若者総合相談支援センター		
	3	防犯講座の実施		小中高生に対する薬物乱用防止講座の開催			健康政策課		
一般・高齢者・事業所対象の防犯講座 防犯リーダー養成講座				安全生活課					
関係機関									
	市民自治会	警察防犯協会	認こ・保・幼小・中学校・高校	その他	R1	R2	R3	R4	
	○	◎	◎	小中学校区青少年健全育成会 民間支援団体 ほか	1 実施				→
					2 実施				→
					3 実施				→

No.	街頭啓発活動の重点実施								
2	警察と連携し四季の安全なまちづくり市民運動を展開し、防犯キャンペーンや薬物乱用防止キャンペーンなどのイベントを実施します。 また、公用車を活用した市内巡回や地域防犯団体の市内パトロールを行い、犯罪抑止に努めます。								
	主な取組項目			具体例			主な担当課(室)		
	1	各種キャンペーンによる防犯対策・啓発活動		四季の安全なまちづくり市民運動			安全生活課		
				社会を明るくする運動			福祉政策課		
	2	公用車の活用による啓発活動 パトロール活動による街頭犯罪抑止		薬物乱用防止キャンペーン 健全なまちづくり条例に基づくウォーキングイベントでの「ながら防犯」活動			健康政策課		
				公用車に「パトロール実施中」のマグネットシートを貼付した「ながら防犯」活動			資産経営課		
2	パトロール活動による街頭犯罪抑止		子ども見守り隊・青色回転灯付ミニパト隊による巡回			安全生活課			
関係機関									
	市民自治会	警察防犯協会	自主防犯団体	その他	R1	R2	R3	R4	
	○	◎	◎	市薬物乱用防止推進協議会 保護司会・更生保護女性会 ほか	1 実施				→
					2 実施				→

No.	情報提供活動の推進							
3	<p>市内の犯罪発生状況に対応した記事の市広報への掲載や、FMとよはしの放送を行うことで、犯罪を未然に防ぎ、市民の防犯意識を高めます。また、市HP上に犯罪統計や防犯に関する情報や、市内の治安情勢や犯罪から身を守る方法を掲載します。薬物の危険性を周知するため、違法薬物や薬物への身体・精神への影響などの情報を提供します。 登録制メール配信サービス(豊橋ほっとメール)を利用した不審者情報の配信、特殊詐欺への注意喚起を促します。</p>							
	主な取組項目				具体例		主な担当課(室)	
	1 新聞・ラジオ等のメディアの活用 市広報・市HPによる情報提供				犯罪統計・防犯対策方法の情報発信		安全生活課	
					薬物に関する情報提供		健康政策課	
	2 メール配信による防犯情報の提供 非常時の情報連携				豊橋ほっとメールでの防犯情報の提供		安全生活課	
					学校安全広域ネットワークの活用		学校教育課	
関係機関								
市民	自治会	警察	小・中学校	その他	R1	R2	R3	R4
○	○	○	○	PTA など	1 実施 →			→
					2 実施 →			→

関係機関欄の表示：○…関わりがある、◎…大変関わりがある

基本方針 II 地域防犯力の向上	
重点 取組 項目	4 市民や事業者の安全なまちづくりへの参画の推進
	5 防犯性の高いまちづくりの推進
	6 治安悪化要因への対策の推進

No.	市民や事業者の安全なまちづくりへの参画の推進							
4	安全なまちづくり推進協議会や防犯協会を通じて、自治会や各種自主防犯団体と連携したり、警察と共に「子ども110番の家」の整備促進をします。また、警察からの防犯情報や犯罪情報等の提供を受け、適切な対策を検討・実施します。市民や自主防犯団体にパトロール物品を配布したり、自主防犯活動への助言を行います。							
	主な取組項目		具体例				主な担当課(室)	
	1 官民一体の連携した活動への参画促進		市・警察・市民・自主防犯団体の相互連携 警察署からの防犯情報・犯罪情報等の提供 「子ども110番の家」の整備促進				安全生活課	
	2 自主防犯団体活動の活発化支援		市民や自主防犯団体へのパトロール物品の配布 自主防犯活動への助言等 市民活動総合補償制度の実施				安全生活課 市民協働推進課	
	関係機関							
	市民	自治会	警察	防犯協会	その他	R1	R2	R3
◎	◎	◎	◎	自主防犯団体 事業者 など	1 実施			▶
					2 実施			▶

No.	防犯性の高いまちづくりの推進							
5	以下の条例の指針に沿った道路・公園・住宅等の防犯施策を推進したり、他の条例の施策と関連させ、相乗効果を得られるように連携を図ります。少子高齢化社会において、人的資源の補完をしつつ監視の目を確保するため、防犯カメラの設置数を増やします。また、「不良な生活環境の解消に関する条例」の施策と連携して、防犯上不適切な空き地や空き家への対策を行います。							
	主な取組項目		具体例				主な担当課(室)	
	1 条例・計画に基づく環境整備の推進		安全で安心なまちづくり条例 不良な生活環境の解消に関する条例 ※ごみ屋敷対策 快適なまちづくりを推進する条例 ※路上喫煙・ポイ捨て対策 健全なまちづくり条例 ※歩いてしまうまちづくり 松葉地区歓楽街対策の推進				安全生活課 廃棄物対策課 安全生活課 環境政策課 健康政策課 安全生活課	
	2 市内防犯カメラの設置促進		市内設置防犯カメラの目標数の設定 防犯カメラ設置促進のための補助金の見直し				安全生活課	
	3 防犯上不適切な空き地や空き家への対策		青色回転灯付ミニバトによる空き地の調査 所有・使用する土地の適正な管理の推奨 不適切な管理の空き家に対する相談・指導				安全生活課 建築物安全推進室	
	関係機関							
市民	自治会	警察	発展会 商店街	その他	R1	R2	R3	R4
○	◎	◎	○	市民活動団体 事業者 など	1 実施			▶
					2 実施			▶
					3 実施			▶

No.	治安悪化要因への対策の推進							
6	<p>530運動や「快適なまちづくりを推進する条例」の施策と連携して環境美化を促進し、治安のよいまちという印象付けを行うことで、犯罪を抑止し、市民のモラル向上につなげます。                      また、地域防犯の担い手不足の解消のため、日常の生活行動の中に防犯の視点を取り入れ、地域の異変・危険箇所等に気づき、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」を推進します。                      市民・事業者・市が警察と一体となり、市民生活や地域経済から暴力団を排除します。</p>							
	主な取組項目				具体例		主な担当課(室)	
	1 犯罪企図者を寄せ付けないまちづくりの推進				530運動の推進		環境政策課	
					快適なまちづくりを推進する条例(路上喫煙・ポイ捨て禁止)に基づく啓発活動		安全生活課 環境政策課	
					駅周辺部の違法駐車等防止重点地域の指定及び違法駐車等防止施策の推進		安全生活課	
					放置自転車の取り締まり		土木管理課	
	2 地域防犯の担い手不足の解消				県主催の防犯ボランティア養成アカデミーの開催		安全生活課	
					個人単位で活動可能な「ながら防犯」の推奨			
	3 暴力団排除の推進				暴力団の不当行為の防止及び不当行為の排除		安全生活課	
	関係機関					R1	R2	R3
市民	自治会	警察	事業者	その他	1 実施			→
◎	◎	◎	○	防犯協会 市民活動団体 など	2 実施			→
					3 実施			→

関係機関欄の表示：○…関わりがある、◎…大変関わりがある

基本方針 Ⅲ 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策	
重点 取組 項目	7 市民の資産を脅かす犯罪への対策
	8 特殊詐欺・消費者被害への対策
	9 犯罪被害に遭わない対策の推進

No.	市民の資産を脅かす犯罪への対策								
7	<p>侵入盗対策として、家庭における自転車や家屋等の施錠意識を向上させる施策を推進し、市民に対し普段から施錠を心がけるよう意識づけしていきます。また、啓発活動や市内パトロールを行い、空き巣やひったくりなどの身近な街頭犯罪を抑止します。</p>								
	主な取組項目				具体例		主な担当課(室)		
	1 住宅侵入盗を筆頭とした侵入盗対策				住宅侵入盗発生件数の抑制※ 一般・高齢者・事業所対象の防犯講座(再掲) 防犯上の相談に対する助言等		安全生活課		
	2 街頭犯罪対策				街頭犯罪発生件数の抑制※ 自転車盗防止対策としての施錠意識を向上させる施策の検討・実施 子ども見守り隊・青色回転灯付ミニパト隊による巡回(再掲)		安全生活課		
	関係機関								
	市民	自治会	警察 防犯協会	事業者	その他	R1	R2	R3	R4
	○	○	◎	○	各種協力法人 消費者団体など	1 実施			

※豊橋警察署主体の取組み

No.	特殊詐欺・消費者被害への対策								
8	<p>オレオレ詐欺や還付金等詐欺などの特殊詐欺対策として、高齢者を対象とした防犯講座を開催し、金融機関と連携し被害防止に取り組めます。 消費者被害を未然に防ぐため、消費生活相談員による相談や市民相談や弁護士などによる有資格者の相談を行ったり、出前講座・金融機関等と連携した講座を実施します。</p>								
	主な取組項目				具体例		主な担当課(室)		
	1 特殊詐欺発生抑制への取組み				特殊詐欺やなりすましから身を守るための情報提供や啓発 金融機関と連携した被害防止活動の推進		安全生活課		
	2 消費者被害の撲滅				市民相談員及び消費生活相談員による窓口相談・電話相談の実施 出前講座での金融教育・啓発		東三河広域連合		
	関係機関								
	市民	自治会	警察	事業者	その他	R1	R2	R3	R4
	○	○	◎	○	地域包括支援センター 市民活動団体 など	1 実施			



No.	犯罪被害に遭わない対策の推進								
9	<p>認定こども園・保育所・幼稚園及び小中学校に対しては、防犯教育講座を実施し、敷地内への不審者侵入対策を行います。また、女性や子どもが被害者となりやすい性犯罪や連れ去りなどの犯罪を未然に防ぐため、不審者への対策を講じます。</p> <p>高齢者や障害者が社会から孤立しないように、支援を受けたり相談しやすい環境を整え、犯罪に巻き込まれることを未然に防止します。</p> <p>DV被害者・虐待被害者及び犯罪被害者に対しては、市や県・警察の相談窓口で適切な支援を行います。</p>								
	主な取組項目		具体例			主な担当課(室)			
	1 未就学児等及び小中学校における犯罪対策		防犯教育講座の実施(再掲) 小中学校の通学路及び保育園などのお散歩マップの安全点検 敷地内への不審者侵入対策			学校教育課 保育課			
	2 女性や子どもを対象とした犯罪への対策		犯罪の前兆となる不審者対策 ※メール配信サービス「豊橋ほっとメール」 児童虐待防止の推進、及び児童虐待相談・対応 面談や電話による相談・支援			安全生活課 こども若者総合相談支援センター DV相談窓口(市・県・県警) 女性相談窓口(市)			
	3 高齢者・障害者を取り巻く環境・支援制度の整備		生活に関する悩みごと・困りごとを相談しやすい環境づくり 高齢者・障害者の虐待防止の推進			長寿介護課 障害福祉課 生活福祉課 健康増進課			
	4 犯罪被害者への支援		犯罪被害者等の保護及び支援体制の推進			安全生活課			
	関係機関								
	市民	警察	認こ・保・幼 小・中学校・高校	その他	R1	R2	R3	R4	
	○	◎	○	地域包括支援センター 市民活動団体 児童相談所・保健所※ など	1 実施				→
					2 実施				→
				3 実施				→	
				4 実施				→	

※児童虐待関係

関係機関欄の表示：○…関わりがある、◎…大変関わりがある

### III 行動計画の推進方法

#### 1 推進体制

安全で安心なまちづくり行動計画は、安全で安心なまちづくり審議会が中心となって進捗管理を行っていきます。

#### 2 進捗管理の方法

安全で安心なまちづくり行動計画の進捗状況や達成度については、年度終了後、取組事業の担当課による実績の報告をもとにフィードバックを行い、安全で安心なまちづくり審議会において、検証及び評価をします。

また、警察や防犯協会の取組と連携し、より効果的な取組としていきます。

#### 3 進捗状況等の公表

安全で安心なまちづくり行動計画の進捗状況や達成度は、市民により分かりやすい形でホームページなどで公表し、市民ひとりひとりの防犯意識の向上に寄与するようにします。

## IV 資料編

### 1 防犯に関する市民意識調査結果

#### ① 調査の意義

防犯に関する市民意識調査を実施し、3年前の調査結果などとの比較・検討を行うことで、次期行動計画における施策の重点化に活用するとともに、各種防犯活動の改善のための基礎資料となるものです。

項目		回収結果	
調査期間	平成31年3月	回答数	1,788件/4,000件（回答率44.7%）
調査対象	豊橋市在住の満20歳以上の男女4,000人	性別	男43.7%、女53.7%
抽出方法	住民基本台帳から無作為に等間隔で抽出	職業別	自営業10.0%、勤め人47.3% 無職（又は学生）36.9%
配付方法	質問紙を郵送し、回答を郵送で回収	年齢別	20歳代9.9%、30歳代13.8% 40歳代14.9%、50歳代17.8% 60歳代16.9%、70歳以上22.7%

※合計で100%に達しないものは無回答があるため

主な質問項目		
・治安に関する意識	・自主防犯団体活動への意識	・空き地や空き家について
・防犯対策の意識	・街頭防犯カメラの設置について	

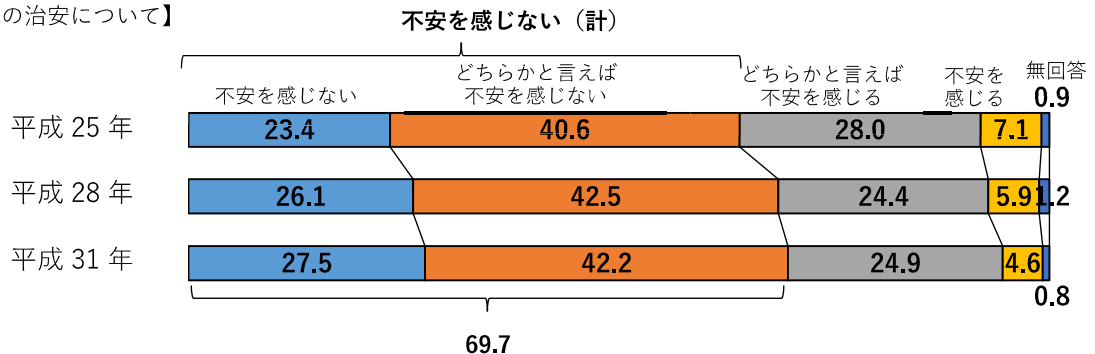
#### ② 調査結果

##### <1. 地域の治安に対する不安感について>

自分が住んでいる地域の治安については、『不安を感じない（計）』は69.7%で、前回（平成28年）、前々回（平成25年）と比較して体感治安の改善傾向が続いています。

※『不安を感じない（計）』は「不安を感じない」と「どちらかと言えば不安を感じない」の合計

##### 【地域の治安について】



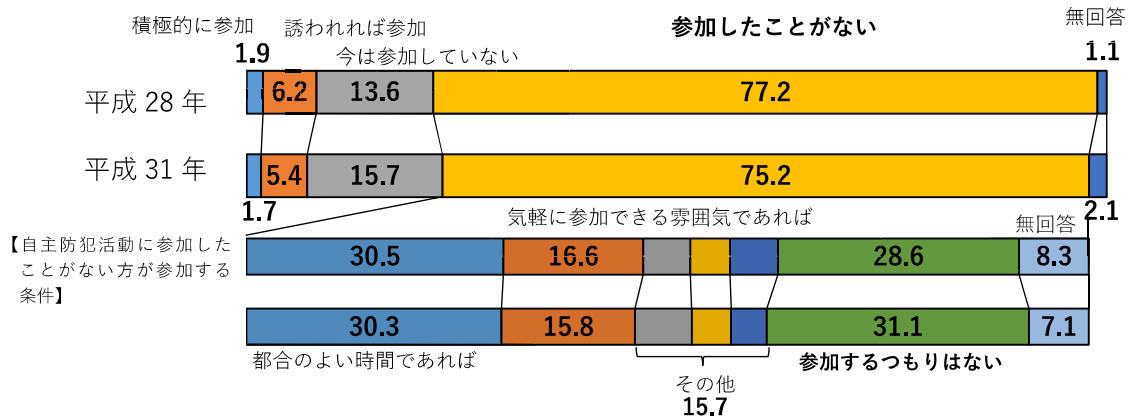
また、治安をよくするための効果的な活動については、「警察によるパトロール」が60.7%と最も多く、「地域で発生した犯罪等の情報提供」も47.4%が効果的と考えています。

<2. 防犯対策と自主防犯活動参加経験について>

現在行っている防犯対策については、「戸締りの徹底」が84.8%と最も多く、「何もしていない」は4.0%と低く、多くの市民は何らかの防犯対策を講じているという結果になりました。

また、ボランティアの自主防犯活動に参加については、「参加したことがない」が75.2%と最も多く、そのうちの31.1%の人が「参加するつもりはない（できない）」と回答しています。

【自主防犯活動への参加経験】



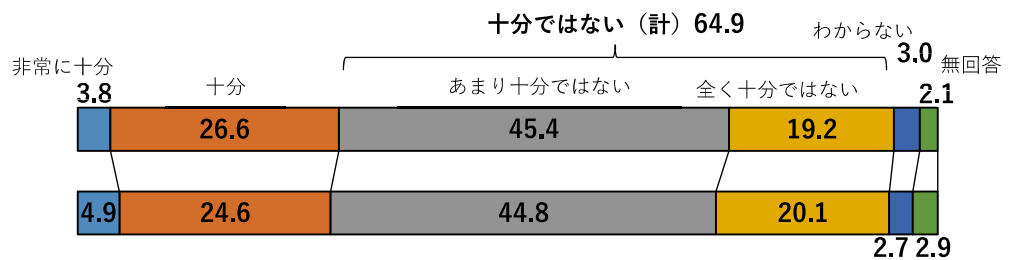
<3. 街の明るさと防犯カメラについて>

犯罪発生の防止という点から見た街の明るさについて、64.9%が十分ではない（計）と回答しています。

また、屋外の公共の場所に街頭防犯カメラを設置することについては、設置する方針を支持する人が92.4%となっており、設置によって「犯罪の発生が減る」と79.2%の人と回答しています。

※『十分ではない（計）』は「あまり十分ではない」と「全く十分ではない」の合計

【街の明るさ】



<4. 空き地や空き家について>

空き地や空き家の数については、「わからない」が34.9%、増えたと感じる人が25.2%おり、その状態について「草木の繁茂」について63.0%、「家屋や塀等の老朽化」について59.3%の人が気になっているという結果となりました。

## 2 豊橋市安全で安心なまちづくり推進条例

豊橋市安全で安心なまちづくり推進条例

平成18年12月19日

条例第54号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止について、市の責務、市民及び事業者の役割並びに土地所有者等の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力し、県の施策と連携を図りながら安全で安心なまちづくりを推進し、もって市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民、事業者及び警察その他の関係行政機関と連携し、安全なまちづくりに関する施策を実施するものとする。

(行動計画の策定)

第3条 市長は、安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、行動計画を定めるに当たっては、児童、高齢者その他の犯罪被害者となりやすい者の安全について配慮するとともに、豊橋市安全で安心なまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの防犯意識を高め、地域での自主防犯活動に積極的に参加することにより、犯罪を発生させない地域環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、犯罪が発生したとき、又は犯罪が発生するおそれがあるときは、自らの安全を考慮し、可能な限り犯罪被害者の救助又は犯罪被害のおそれがある者の安全確保及び警察その他の関係行政機関への通報に努めるものとする。

3 市民は、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、市、市民及び警察その他の関係行政機関と連携し防犯に関する必要な措置を講じ、市民の安全に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、市内において所有し、又は管理している土地及び建物について、市民の安全に配慮し適正な管理に努めなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第7条 市長は、土地所有者等が市内において所有し、又は管理している土地及び建物について、防犯上不適正な管理状態であるとき、又は不適正な管理状態となるおそれがあるときは、土地所有者等に対して必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(自主防犯活動を行う団体に対する支援)

第8条 市は、地域社会において自主防犯活動を行う団体に対して財政的な支援を行うことができる。

2 市は、地域社会において自主防犯活動を行う団体の連携体制等について必要な場合には、助言その他の支援を行うことができる。

(防犯教育等)

第9条 市は、市民及び事業者に対して、防犯に関する理解を深めることを目的として、防犯に関する教育を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者に対して、防犯に関する広報啓発活動を充実するものとする。

(情報の共有及び連携体制の整備)

第10条 市は、市民、事業者及び警察その他の関係行政機関との間の防犯情報の共有及び連携体制の整備に努めるものとする。

(安全で安心なまちづくり審議会)

第11条 市長は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し必要な事項を調査審議させるため、豊橋市安全で安心なまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画等を調査審議する。

3 審議会は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する事項について、市長に意見を述べるることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 5 委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員」を「安全で安心なまちづくり審議会委員  
情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員」に改める。

本行動計画は SDGs の以下の取組みの  
視点を取り入れて策定しています。



## SDGs（持続可能な開発目標）とは



2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国連の目標であり、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されています。

「地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)」ことを目指し、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。



防犯教育講座・防犯講座を通じて「自分の身は自分で守る」という意識を醸成します。



少子高齢社会に対応した地域の安心・安全を確保する仕組み作りを行います。



市・市民・自治会・警察・自主防犯組織・企業が相互に連携し、治安のよいまちづくりを目指します。